



議会だより

発行：八郎瀧町議会 編集：議会広報編集委員会

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎瀧町字大道80 TEL 018-875-5810

9月定例会



目次

2～3	……………	令和元年度各会計決算認定
4～10	……………	一般質問
11	……………	提出議案
12～13	…	決算審査報告／臨時会／全員協議会
14～15	…	各常任委員会の審議／補正予算／議決された条例
16	……………	陳情／議会のうごき／編集後記



令和元年度

決算を認定

一般会計

実質収支額(黒字) **2億2,384万2,861円**

◆ 歳入総額	37億9,120万6,601円
◆ 歳出総額	35億5,172万6,940円
◆ 差引額	2億3,947万9,661円
◆ 翌年度繰越財源	1,563万6,800円
◆ 実質収支額	2億2,384万2,861円

歳出の主なもの

総務課関係	デマンド型乗合タクシー運行委託料	182万9,300円	産業課関係	商店後継・起業者支援交付金(6名分)	94万円
	生活バス路線維持補助金	198万2,000円		水田利活用支援対策事業交付金	265万2,500円
	一般コミュニティ助成事業費補助金	197万1,714円		まちづくり活動支援センター管理運営委託	1,266万2,000円
	ふるさと納税報償費	660万5,818円		プレミアム商品券事業	716万4,911円
町民課関係	結婚祝い金事業(7組)	70万円	建設課関係	三倉鼻地区落石防護柵設置工事	609万1,800円
	出産祝い金事業(19人)	57万円		34区排水ポンプ設置工事	1,422万8,500円
	ゴミ収集事業委託料	1,339万8,000円		住宅工事費(中嶋地区等)	2億727万9,540円
	防災行政無線固定系デジタル設備改良工事	1,210万円		夜叉袋川災害復旧工事(河川災害復旧)	1,090万440円
福祉課関係	学童保育(運営分)	912万8,135円	教育課関係	スクールバス運行事業	305万8,633円
	子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料	302万5,000円		中学校校舎改修工事費(小中一体校)	2億6,370万6,627円
	保育所運営費負担金	1億1,561万7,260円		町立図書館図書購入費(2,234冊)	399万9,153円
	地域子育て支援センター事業委託料	849万1,000円		学校給食費助成金(無料化)	1,634万479円
保健課関係	福祉医療費	5,135万595円			
	各予防接種委託料	873万5,797円			
	インターバル速歩事業費	198万8,289円			
	総合検診委託料	1,367万4,348円			

▼ 主な財政指数

■ 財政の分析

単位：％

	30年度	元年度	比較
経常収支比率 ^{※1}	92.3	94.1	1.8
実質収支比率 ^{※2}	7.3	10.9	3.6
公債費比率 ^{※3}	7.1	8.5	1.4
実質公債費比率 ^{※4}	10.1	10.9	0.8

- ※1 財政のゆとりを見る指標。75%を上回らないことが望ましい。
 ※2 純粋な収支を見るための指標。3～5%程度が望ましい。
 ※3 公債費と一般財源の関係を見る指標。10%を超えないことが望ましい。
 ※4 収入に対する地方債返済の割合を見る指標。18%以上になると県の許可が必要。



八郎瀧小学校・中学校

■ 地方債残高

単位：千円

	30年度	元年度
地 方 債	3,047,138	3,102,664

■ 基金残高

単位：千円

	30年度	元年度
地域振興施設整備基金	50,171	50,182
財政調整基金	2,683,912	2,493,953
奨学基金	10,540	11,145
減債基金	169,393	169,427
地域福祉基金	70,172	70,187
まちづくり人材育成基金	4,123	4,124
国保財政調整基金	100,001	100,001
ふるさと保全対策基金	5,000	5,000
八郎瀧町がんばれふるさと基金	7,364	19,556
介護給付費準備基金	16,628	17,194
森林環境譲与税基金	0	910
合 計	3,117,304	2,941,679

※年度末現金保有高



■ 各特別会計の決算

単位：千円

	歳 入	歳 出	差引残高
国民健康保険特別会計	782,297	610,412	171,885
後期高齢者医療特別会計	77,641	77,138	503
公共下水道事業特別会計	304,947	301,133	3,814
介護保険特別会計			
介護保険事業勘定	929,971	908,902	21,069
介護保険サービス事業勘定	4,078	3,724	354

9月定例会 一般質問

6議員が町政に対し質問

9月11日の本会議において一般質問が行われ、6議員が質問を行いました。以下、質問・答弁の内容を要約してお伝えします。



◆ 質問者

小柳 聡 議員 (一問一答)

- 1、町の諸課題について今後の展望を問う
- 2、若者の地域参画を増やす政策を

柳田 裕平 議員 (一括質問一括答弁)

- 1、職員の不祥事と今こそ職員の意識改革を
- 2、中嶋町営住宅と川崎町営住宅について
- 3、どうなる「町内会組織の在り方」

村井 昇 議員 (一問一答)

- 1、八郎潟広域保全会の繰越金は
- 2、八郎潟保全会への多面的機能支払交付金について
- 3、町営、一般住宅の空き家と老朽化対策は

石井 清人 議員 (一括質問一括答弁)

- 1、中嶋町営住宅用地を分譲してはどうか
- 2、青少協は時代に即しているか

近藤美喜雄 議員 (一括質問一括答弁)

- 1、改めてコロナウイルス予防対策の徹底を
- 2、確認事項2件

北嶋 賢子 議員 (一括質問一括答弁)

- 1、コロナ禍の中で
 - イ) インフルエンザの予防接種を全町民に
 - ロ) 少人数学級の実現で教職員の増を
- 2、グリホサートの禁止で安全な食料と農民、生産者の健康の確保を
- 3、旧庁舎の解体にはアスベスト対策を万全に

一般質問とは

一括質問一括答弁方式の場合、質疑は特別な場合を除き3回を超えることができない。一問一答方式の場合はこの規定は適用しない。

また、延会、中止、又は休憩のため発言が中断したときは、会議の再開により前の発言を続けることができる。

一般質問

町の諸課題について 今後の展望を問う



小柳 聡
議員

8月18日付けのあきた魁新聞で町長選を前に「地域の課題」というタイトルで、当町の話題が掲載されておりました。いろいろな話題が取り上げられておりましたが、もちろんこれらは突発的に出てきた課題ではなく慢性的な課題であると認識しております。課題をどのように認識し、今後どのような展望で解決に向けて舵を切っていくかを議論できればと思います。



コミュニティスクールについての講演会での熟議

理解できます。まずは集落ビジョンを策定して集落営農のような組織作りの可能性を探っていくことも個人的には農家の所得向上に繋がっていくものと考えます。

問 農業に対する現状の課題認識と今後に向けた展望を問う。

町長 現時点での一番の課題は後継者問題だと認識しております。現在ある集落営農の組織も高齢化が進み組織の運営もかなり厳しいところも見受けられます。しかし、先般ある農家の後継者の方から若手農業従事者間の情報交換を目的とした団

体を作りたいとの相談があり、これに伴い一回目の交流会が実際に開かれております。町には認定農業者連絡協議会がございますが、若手だけの集まりはありませんでしたので今後の展開に期待しているところでございます。

問 旧小学校校舎の活用

の話題もインタビュー記事で拝見しました。民間と連携を進め活用したいとありました。

町長 空き校舎については以前は大手のコールセンターが駐車場の確保が出来ることや、認定子ども園が近いことから条件は良かったのですが、業務スペースを確保するための改修工事に多額の費用を要することで断念となった。IT関連企業も同じことが言えるのではないかと思います。インタビューでは一次産業振興に向けて活用を考えたかと伝えました。

問 条件によっては改修費用等についても交渉の余地はあるのか。

町長 それは当然ありません。また優遇措置もありますのでこれは示して企業側に伝えております。

若者の地域参画を増やす政策を

この質問の趣旨としては、若者に対して積極的かつ柔軟に行政・社会参加を促し、地域で活躍する場を増やし、その若者の意見や声を町政に活かしていきたいといったものであります。若い世代に対してどのくらい頼っているのかを探らせていただきます。

問 町の今後を占う審議会等に於いて若者の登用はあるか。

町民 町では様々な審議会がございますが経常的な審議会に於ける若者の登用はありません。しかしながら審議をいただく個々の事案にあつては必然的に意見を求める場合は積極的に登用を図って参ります。

問 来年度から当町でもコミュニティスクールが動き出すと認識しております。おそらくその中で小・中学校のPTA会長等もその運営協議会の委員に属するものと推測しておりますが、その他に若い世代の登用を考えているか。

教育長 まだお願いする委員は確定しておりませんが、主に学校に関わりの深い団体の中から年齢のバランスも考えて初年度は10名程度での組織が会議を運営しやすいのではと考えております。構想としてはプロジェクト8さんからも誰かお願いしたいと考えております。11月に開催を予定している総合教育会議にも案を図りたいので、教育委員会としては学校とも相談しながら11月上旬までには委員の選任案を詰める予定としております。

関連して
こんな質問をしました
○八郎潟版「若者会議」の開催を

一般質問

職員の不祥事と今こそ 職員の意識改革を



柳田 裕平
議員

7月18日、町職員の不祥事が報道されました。

7月22日、臨時会で当局より不祥事の事案概要及び処分理由の報告がありました。町民には未だ詳しい説明が無いまま収束になるのででしょうか。

問 被害届を出しているのか、損害賠償はどうなるのか等、町民に周知するべきであると考えますがどうでしょうか。

町長 8月14日、町は五城目警察署長宛で「告訴状」を提出しております。被害届は、その内容が当該告訴状に含まれておりますので提出の予定はありません。町が被った損害額は、総額で44万3,805円と認定しましたので、今後適切な時期に賠償を求めて参ります。

問 職員自らの意識改革を図り、再発防止の具体策を早急に町民に示すべ

きと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。
町長 今回は、公務員というより、人間としての倫理の欠如によるところが大きいと感じておりません。

再発防止の具体策は、「各課内での事務遂行にかかる打合せ」を最低でも週1回は行うことを、助言いただいた7月の臨時会以降から実施しております。さらに、全ての公務員は、人事評価制度の実施を義務付けられており、本町でも今年度から本格的な運用を始めました。職務遂行での発揮能力を評価する「能力評価」、業務目標の達成度を評価する「業務評価」の2種類の評価を行うことにより、職員の質を高めて参ります。また、施設管理運営が正しく機能しているかを、課長職自身が定期的に町施設に出かけ、チェックするよう指



川崎住宅

示を出しております。

中嶋町営住宅と川崎町営住宅について

中嶋町営住宅については町民も注目しているようで、確認の意味も含めてお伺いいたします。

問 現在12戸のうち6戸の入居があるようですが、当局としては現在の状況をどのように受け止めているのでしょうか。

今後の増床計画への影響や、中嶋町営住宅の方向性に変更はないのでしょうか。

町長 PR・内覧会開催など様々な対策を講じてきました

が、言われる通り新築住宅にも関わらず未だ6戸が空き家になっております。その要因としては、全国的な人口減少社会に加え、町内

には150室程ある民間アパートも大きく関わっているものと考えております。今年度は2棟4戸の建設に着手し、計画では残り6棟12戸の建設が予定されておりますが、令和3年度から計画を一旦休止することとしております。令和4年度に「八郎潟町公営住宅等長寿命化計画」の中で検討して参ります。

どうなる「町内会組織の在り方」

町行事への参加や協力、町内会組織の維持、老人クラブや子供会の運営など、高齢化が進み困窮する町内会が年々増えているのではと問題提起して

から6年近くになりまして、そろそろ行政としての決断が必要であると考えますがどうでしょうか。

問 第6次総合計画の中では検討すべきと聞いていますが、この後の後期計画ではどのような位置付けになっていくのでしょうか。

川崎町営住宅についても伺いたします。

問 2月ごろから募集を停止しているようですが、川崎町営住宅の方向性について当局はどのように考えているのでしょうか。

町長 「川崎町営住宅」への入居希望がないことや、多くの修繕が発生することから募集を停止しています。

町長 第6次総合計画・後期計画では、行政区のあり方を様々な角度から整理したいと考えております。

問 当局としては、諮問委員会を立ち上げるなどスピード感の伴う積極的な働きは考えていないのでしょうか。

町長 町民がどう町内会を考えているのかが何より大切なことであり、調整に時間を要するのではと参っております。諮問委員会でもこれまでの意見を求めるのか等、後期計画策定の中で検討して参ります。

一 般 質 問

八郎潟広域保全会の繰越金は



村井 昇
議員

問 八郎潟広域保全会の繰越金について裁判の進捗状況を教えてください。

町長 6月19日第1回口頭弁論7月29日第2回口頭弁論がありました。原告八郎潟保全会からの訴状に対し、被告八郎潟町は答弁書を提出しました。それに対し反論すると思われましたが反論の準備があるということでは閉会しました。

その反論書については7月28日に内容を確認する事になりましたがその反論書の提出はまだ裁判所から求められていません。

第2回口頭弁論は裁判官から本題に入る前に発足経緯を原告、被告の双方に資料の提出を求められました。第3回は9月11日の午後3時を予定しております。

問 一日市地区保全会真坂保全会が振り込んだ返納金180万円はどうなっていますか。また八郎潟保全会に請求している返納金300万円は振り込まれる見込みがあるのですか。通帳、印鑑はどうなっているのですか。また八郎潟保全会の広報8月号に記載されている第2回口頭弁論は事実でしょうか。

町長 返納金180万円は通帳に入金されたままです。通帳は町、印鑑は八郎潟保全会が所有し町の歳入には入っておりません。両方の弁護士が印鑑の引き渡しを求めています。まだ動きのない状態です。この様な状況ですので八郎潟保全会より振り込まれる見通しは立っていません。



稲刈り前

ん。また八郎潟保全会発足の広報8月号についてはいくつか虚偽の記載も見受けられます。

八郎潟保全会への多面的機能支払交付金について

問 八郎潟保全会が発足して2年目になる訳ですが、また多面的機能支払交付金が支払われない問題が発生しました。なぜ

支払われないか教えてください。

町長 町では八郎潟保全会に5月13日付で改善指摘事項を送付し5月23日までの報告を求めました。回答がありません。八郎潟保全会からは7月27日付で補助金の申請書が提出されましたが令和元年度の決算については是正措置がとられていないの

町営、一般住宅の空き家と老朽化対策は

問 町営住宅の空き家は16棟ありますが原因は何か調査してほしいと思います。

町長 人口減少社会であり、町内には民間アパートが150室有り大きく関わっていると思われません。

問 町全体では、どの位の空き家が発生しているのですか。

町長 平成29年度に実施した空き家調査では住家

に鑑み、まだ交付決定を出していません。

問 是正措置に従わない場合はどうなるのですか。
町長 町では8月7日付で最終催告として指摘金額の返還や金額の根拠資料について8月31日までの提出を求めましたがいまだ回答がないので町としては認定取り消しを視野に入れていきます。

が171戸、非住家が20戸となっています。

問 空き家の中でも老朽化が進み近所に迷惑をかけている空き家に対し町ではどのように考えていますか。

町長 危険空き家については町民からの情報提供や町内からの要望、隣、近所の苦情などで把握している状況ですが、その都度、職員が現場に出向き確認しています。

対策として所有者に対し除去や修繕などの適正な管理と必要に応じて助言と指導を行なっています。

一般質問

中嶋町営住宅用地を分譲してはどうか



石井 清人 議員

問 町営住宅の必要数はどの程度がよいものでしょうか。今年1月の町広報を見ると町営住宅の入居者募集が既存11戸プラス新築中嶋町営住宅7戸の計18戸です。2月には14戸、3月に14戸、(中略)7月に16戸、8月に16戸と募集戸数が推移しています。なかなか空室が埋まらない状況です。私が提案するのは、中嶋町営住宅用地の南側の一部を宅地分譲することです。町営住宅の計画としては2戸連結4棟ですから8世帯分の用地です。ここを1区画60坪程度の分譲であれば4区画、30坪程度の分譲であれば8区画として売り出せると思います。あまり高くない程度の価格とし、町内からの転居でなくて町外からの転入者に限るという条件で売り出せば、人口増にもつながり定住対策として良い施策だと考えます。

そして別の課題として挙げられるのが老朽町営住宅の対策です。たとえば川崎町営住宅が昭和57年建設で築40年近くになります。まちなか中央町営住宅も昭和60年建築で古い建物です。

維持管理は大変になると思います。そこでこのような古い町営住宅を今後どのようにするのかと云う課題です。修繕しながら入居を続けていくのか、あるいは建て替えるのかのどちらかでしょうか、中嶋町営住宅を全戸完成した場合には新築中嶋町営住宅や他の町営住宅へ転居誘導して、その跡地を宅地分譲したほうが良いと思います。町の町営住宅政策や定住化を考えていくうえで私なりの提案を示してみました。

町長 新築中嶋住宅の入居対策については年度当初から建替計画について見直しの必要があるとして県と協議を進めてきた。今年度は2棟4戸の建設に着手した。これをやらなければ返還金が生じるためです。令和3年度以降の6棟12戸の建設については一旦休止することとしている。中嶋住宅予定地の一部分譲については令和4年度に見直しを予定している八郎瀨町公営住宅等長寿命化計画の中で案の一つとして検討することになる。老朽化した町営住宅についても長寿命化計画の中で用途廃止、解体、払下げ等について検討していく。全入居者へのアンケートでは、現在の町営住宅に住みたいが70.8%、持ち家取得予定が12.3%、新築町営住宅に住みたい6.2%となつて

いる。他の町営住宅への住み替えは困難です。
再質問 町営住宅の必要戸数の算定の根拠は何か。
建設課長 町営住宅の必要戸数の算定の根拠は、町営住宅長寿命化計画の中で人口動態、社会現象などを見据えた中で目標個数を設定する。現在の計画では目標は130戸。入居は88戸です。

青少年問題協議会 少年問題協議会法は昭和28年に作られた法律で約70年前の法律です。制定の趣旨は青少年の非行防止、育成保護、および矯正ということに主眼がおかれ、本町でも以前は盆踊り期間中の夜間見回りなどの活動をしておりましたが現在は時代の変化もあり活動してないように感じます。全国的にみると廃止しているところもあります。

さて、次の社会を担う子供たちが健やかに安心安全な環境で育ってけるように、国を挙げて環境整備に努めるため2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、積極的な行動が求められています。私は地方青少年問題協議会法による八郎瀨町青少年問題協議会を廃止して、世帯育成支援対策推進法に基づく「八郎瀨町次世代育成支援対策協議会」と組織替えをして、前に述べたスマホ依存症、ネット依存症、ゲーム依存症への問題提起、警鐘、啓発を全町民共通の認識として町民の英知を集めてよい方向に持っていければと思います。是非ご検討ください。

問 インターネットの普及により私たちの生活はとてつもない便利になりました。こういう便利になった反面、いま問題にされているのがスマホ依存症、ネット依存症、ゲーム依存症です。夢中になれば自宅にこもって何時間もやる人もいるのではないのでしょうか。ひと月の電話料が何万円にもなるという話を何かで聞いたことがあります。あるいは深夜まで夢中になってそのため朝起ききれなくて日常生活が破たんするとか、会話能力が不足で意思伝達ができない子供が増えるとするれば大変な問題です。是非この社会問題への取り組みを進めるべきだと思います。

そこで問題提起したいのは八郎瀨町青少年問題協議会の再編であります。この協議会のもととなる地方青

少年問題協議会法は昭和28年に作られた法律で約70年前の法律です。制定の趣旨は青少年の非行防止、育成保護、および矯正ということに主眼がおかれ、本町でも以前は盆踊り期間中の夜間見回りなどの活動をしておりましたが現在は時代の変化もあり活動してないように感じます。全国的にみると廃止しているところもあります。

及び家庭環境等の気になる事案が発生すればその都度関係課が連携して対応してきている。青少年協の現委員の任期が令和3年3月までとなっているので、今年度中には検討し方向性を見出したい。昨今憂慮される事案としてコロナ関連での学校の臨時休業中の場合や不登校児童生徒がゲーム依存に陥る可能性があることです。児童生徒のネットトラブルの防止策として学校や教育委員会事業、PTA研修事業として保護者も交えて研修会を開催してきた。ゲーム依存対策としては各家庭においてルールを決めること、ルールを守るという方向性を子供に決めさせること、ゲーム機は親の目の届く場所に置くなどの指導をしている。

再質問 これを全町民に問題提起して、町の課題として一つの運動として取り組むべきでないか。
教育長 町内小中学生でスマホを所持しているのは1年前の調査で小学4年生以下6年生で12.2%、中学1年生以下3年生で48.6%。通信機能付きのゲーム機の所持は小学生は90パーセント以上、中学生は80パーセント以上。使用の仕方については指導している。来年からコミュニケーションスクールができるのでその中で考えたい。

一 般 質 問

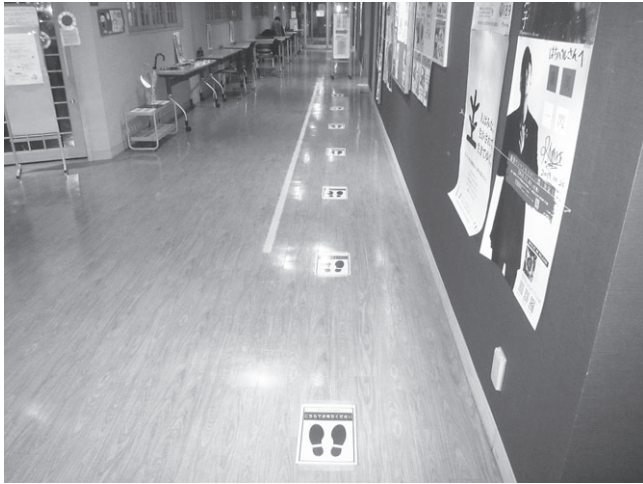
改めてコロナウイルス 予防対策の徹底を



近藤美喜雄
議員

問 総数74,659人、死者1,432人、この数字9月10日現在における国内新型コロナウイルス感染者の状況です。感染者は全世界で2,788万人を超えました。人類におけるもっとも恐ろしい感染症として猛威を振るいつづけています。

幸いにも現在本町に感染者はいません。周囲に感染者がいないこともあって気のゆるみも出てきているようにも思います。ドイツの研究チームは、回復した人の6割に心臓の炎症（心筋炎）が続いていることを突き止め、イタリアでもまた退院患者の9割近くが2か月を過ぎても体の不調を訴えていたとありました。新型コロナウイルス感染症の全容が解明されていない状況と怖さが報告され、これらの状況か



感染対策

ら日本でも厚生労働省が退院後の症状の実態解明のため、元患者2,000人の研究を始めた報道されていました。

いまだ実態解明がされていないこの感染症の恐ろしさを考えるとき、そして収束気配のない状況では、今一度、この感染症の防止意識を確認する必要があります。町民に改めてPRすべきだと思いがいかげんでしょうか。

町長 新型コロナウイルス感染症の第2波は、全国に拡大しております。県では、感染警戒を「レベル2」の強い注意喚起を継続しており、町対策本部でもこれに準じた対策を実施しています。施設利用では、利用人数制限や3密対策などを講ずるなど協力を要請しています。

対策本部は緊急の場合、休日を開催することとしています。

感染予防はホームページや町広報でも周知にとめていきます。

NPO法人はちらぼの経営改善計画の提示要望

問 過去3回にわたって「はちらぼ」の経営全般について議論し、あるいは提案していますが、その後どうなっているのかお知らせください。私の希望としては9月の決算議会までに改善計画の提示を要望しています。その後9月に入り写しを頂きました。しかし、分析も必要ですの

で次回に改めて質問させていただきます。

町長 令和2年7月30日付で経営改善計画を受け取っています。要点は、人件費圧縮のため退職者の補充を行わない、弁当、総菜にバリエーションをもたせ、需要に对应、売り上げを伸ばし、赤字の圧縮に努める。まちづくり活動については、町内各団体と連携し、経済と賑わいづくりに挑戦することを目標とするなどです。

多面的機能支払制度交付金の返還に伴う訴訟事件について

問 その後の手続き（訴訟を受けたことについては6月議会で報告済）動きについてお知らせください。

町長 6月19日に第1回、7月29日に第2回口頭弁論がありました。第1回では八郎潟保全会か

らの訴状に対し、八郎潟町から答弁書を提出し、それに対し、原告は反論準備があるため閉会し、7月28日に内容を確認。さらに町は反論することになるが、まだ反論書の提出は求められていません。7月29日の第2回口頭弁論では裁判官から保全会の発足経緯等について、双方に資料の提出を求め閉会し、第3回は本日（9月11日）午後3時を予定しています。

一般質問

コロナ禍の中で



北嶋 賢子
議員

(イ) インフルエンザの予防接種を全町民にも、コロナの陽性者が発生しました。

町内に一人でも発生した場合の検査体制の確立と行政の対応はいかに。今後インフルエンザの流行を抑えるために、全町民を対象にワクチンの接種を。

町長 秋田中央保健所管内の感染者は4名。検査体制については、県が指導PCR検査の実施と検査数の拡充と実施の仮設診療所を増設。インフルエンザ流行期に新型コロナウイルスの流行も懸念され、厚生労働省は、体制整備をまとめている。インフルエンザワクチンは重症化リスクの高い65才以上の高齢者、持病の有無、妊婦、小学校低学

年を優先。全町を対象とした呼びかけをし、妊娠している方の支援等、町で出来る対策について検討する。

(ロ) 少人数学級の実現で教職員の増を

町長 コロナウイルスは強力で長期戦となりました。感染対策上の矛盾を解決するために少人数学級等の条件整備が必要です。こども達は、群れて遊んで育ちます。クラス人数が少ないと距離感も出ますし、教員の増も必要と思う。



役場

教育長 学級の編成基準の教員数は、小学校Ⅱ学級数+1名。中学校Ⅱ学級数+4名と定められている。全て少人数学級にする場合、町単で雇用する必要があり、財政面でも困難がある。

グリホサートの禁止で安全な食料と農民、生産者の健康の確保を

町長 グリホサートは、農水省が使用許可している農薬です。ホクレンの大

豆から検出され、ホクレンは事実上禁止をされました。農薬散布の最初の被害者は農民、生産者。町でも使用禁止の呼びかけを。

町長 除草剤は農薬取締法により、使用方法、散布時期及び使用量が定められている。国の基準を満たしている商品である以上、使用禁止の呼びかけは出来ない。人への安全性については、マスク、手袋の使用、圃場付近の人や作物に被害が及ばない様、使用基準の順守を願う。

庁舎の解体には、アスベスト対策を万全に

町長 日本で石綿粉塵に対する本格的な規則が行われたのが1971年の「特定化学物質等障害予防規則」からでした。欧米に比べて30年〜40年も、アスベストに対する規制が遅れたために健康被害が拡大し、建築現場

に規制が定められたのが、阪神大震災後の1996年。新庁舎完成後の解体工事は、工事関係者や地域住民に、施工主として最大の配慮を。

町長 平成30年11月22日。株式会社秋田分析コサルタントと役場庁舎アスベスト分析調査業務委託契約。翌年2月15日に業務を終了。結果、北側庁舎外壁の吹きつけ材。ポイラー室の一部配管。タイル、もしくは接着剤にクリソタイルが検出。いずれも非飛散性である。現庁舎の解体は、令和4年新庁舎に移転以降から手続きを始めます。解体工事は、環境省の示している、アスベスト等廃棄物の適正処理について、取り扱いに関する技術指針を順守した解体業者を適切に指名し、特に来庁者及び周辺に被害が及ばない様に、細心の注意を払いながら仕事を進める。

令和2年 八郎潟町議会9月定例会

提出議案等結果報告

議案番号	審議案件	結果
議案第46号	八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例について	全員賛成可決
議案第47号	八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	全員賛成可決
議案第48号	令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について	全員賛成可決
議案第49号	令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	全員賛成可決
議案第50号	令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて	全員賛成可決
議案第51号	令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	全員賛成可決
議案第52号	令和2年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	全員賛成可決
議案第53号	令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について	全員賛成可決
議案第54号	工事請負契約の締結について	全員賛成可決
認定第1号	令和元年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について	賛成多数認定 (反対：北嶋賢子)
認定第2号	令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成認定
認定第3号	令和元年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成認定
認定第4号	令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成認定
認定第5号	令和元年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成認定
認定第6号	令和元年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について	全員賛成認定
報告第3号	令和元年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び令和元年度八郎潟町水道事業会計経営審査について	
報告第4号	令和元年度八郎潟町一般会計継続費精算報告書について	
選挙第1号	秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	指名推選 (町長 畠山菊夫)

令和元年度

決算審査報告

総務産業

常任委員長
伊藤 敦朗

令和元年度一般会計 歳入歳出決算認定

総務課

問 歳入歳出決算からすれば赤字となっていると思われるデマンド型タクシー事業は、今後どう展開していくのか。

答 4月から新たに五城目町森山地区と大川地区を含めて運行している。今年度の事業委託単価は昨年度の2,050円から2,500円に増額となっている。利用者は昨年度に比較すれば若干減少している。マイタウンバスや要介護者など対象者を限定した通院介護タクシーもあり利用者は居住地区や利便性、乗車料金、乗車目的、または自

己負担金を考慮しいずれかの利用を選択することになる。

問 ふるさと納税の返礼品を現在より増やす方法は考えていないのか。

答 日本郵政との包括連携に関する協定締結後、郵便局側と返礼品について一度打ち合わせを行っている。返礼品を増やすとなると地場産品の生産者確保が大きな課題となってくるので、産業課と連携を図りながら取り組んでいきたい。

税務課

問 法人税について、調定額が増えているのは企業数が増えた事によるものか。

答 福祉事業所1件の所

得割が増えたためである。

産業課

問 農業委員会費で「農地利用最適化交付金」の使途についてどういったものがあげられるか。

答 主に3つあり、農地集積・集約化のための活動、担い手への農地集積・集約化のための推進活動、農地のパトロールや相談による遊休農地の発生防止・解消に伴う活動である。



町道小池線道路舗装修繕工事箇所

建設課

問 社会資本整備総合交付金事業について、町道小池線の舗装工事は昨年度で終了したとのことだが、町の道路計画で岡本下台地区の拡幅計画はどのような状態か。

答 交付金事業の計画には現在組み入れられていないが、あまりにも舗装状態が悪く部分的な補修では対応しきれなかったため、平成30年度の町単独事業で舗装の打ち換えを実施している。今後、拡幅改良に向けた将来計画を検討していくことになる。

■上水道特別会計決算認定

問 高度処理施設は稼働してから何年になるか。
答 平成21年から稼働し、10年以上経過している。

○現地視察

- ・町道小池線道路舗装修繕工事箇所
- ・白ヶ口地区遺跡発掘調査現場
- ・稲倒伏圃場箇所
- ・うたせ館南側町有地売却予定地

視察後総括

うたせ館南側町有地の売却予定地について、買い手の土地に対する印象を良くするためにも、草刈りなどの整備を行った方が良いのではとの意見がありました。



うたせ館南側町有地売却予定地

教育民生

常任委員長
石井 清人

令和元年度一般会計 歳入歳出決算認定

福祉課

問 保育所運営委託料のうち広域入所分保育給付費の内容は。

答 (八郎潟町民で) 町外の保育所に通っている幼児が3名います。保護者の就労の関係で勤務地

に近い保育所に入所した場合、その保育所に対し運営委託料を支払っております。

問 屋内ゲートボール場の年間の利用状況はどうか。

答 ゲートボール協会、老人クラブ連合会、グラウンドゴルフ協会など8団体の利用がありました。

保健課

問 風疹抗体検査について、はしかの予防接種とは別のものか。

答 はしかとは別です。抗体検査をしたうえで、抗体を持っていない方に予防接種を行います。

問 インターバル速歩のサポーター参加者は増えていきますか。

答 令和元年から3か年計画でサポーターを養成しています。元年度に20名がサポーターとなり2年度も20名が受講しています。

教育課

問 農村環境改善センター屋上防水改修工事について、初めての改修で全面改修か。

答 築27年経過し初めての改修となります。

問 えきまえ交流館(はちばる) 使用料としてカフェコーナー賃料があるが利益は上がっているのか。

答 開館当時から南秋つくし苑が使用しておりませんが、聞くところによれば利益は上がっていないとのことです。南秋つくし苑通所者の働く体験の場としての位置づけで採算は別にして使用させていただきたいとのこと

町民課

問 (町が代執行で取り壊した火災家屋) の建物除去費用代執行弁償金の残額120万1千円があるが、本来この方が支払うべき額はいくらか。

答 149万1千円です。

問 マイナンバーカード取得率ほどのくらいか。

答 交付件数は825件で(八郎潟町の人口から

すれば) 14・6%になります。

令和元年度介護保険 特別会計歳入歳出決算認定

問 介護保険料を納めていて、介護サービスを使わず在宅で介護している方に対して慰労する制度はあるか。

答 要介護4、要介護5の認定を受けて過去1年間介護保険のサービスを利用しなかった方を介護している家族に対して10万円を給付する制度があります。

○現地視察

・白ヶ口地区遺跡発掘調査現場

・夜叉袋児童館前舗装工事
・羽立児童館前舗装工事

教育民生常任委員会の構成が変わりました

- ・委員長 石井 清人
- ・副委員長 北 嶋 賢 子

※前委員長の議員失職により空席となったため互選しました。また副委員長が委員長になつたため副委員長を互選しました。

議会全員協議会

令和2年9月4日開催

《協議案件》

- ・9月定例会に提出する議案の主な内容について

第3回 臨時会

令和2年7月22日開催

- 議案等
- ・八郎潟町長等の給与の減額に関する条例の制定について
▶▶ 全員賛成可決
 - ・令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて
▶▶ 全員賛成承認



夜叉袋児童館前通路舗装箇所

各常任委員会の審議

総務産業 常任委員会

◆一般会計 補正予算審議

＊税務課関係

問 返還金は何件分か。また条例改正に伴うものか。

答 固定資産税の住宅特例が適用されていなかったもので、地方税法では時効により5年分しか還付できないが、それ以前から誤っていた2件分で、今年要綱を制定し還付するものである。

＊産業課関係

問 地域商品券は10月1日から使用できるということか。

答 10月1日は対象の基準日であり、使用期間に



臼ヶ口遺跡発掘調査現場

については11月から2月の4カ月を予定している。

要望 年末に向けて使用されるが多くなると思われ、特に飲食業はブルミアム飲食券等と重複し、換金が追い付かなくなるのが予想され、金額も大きくなることから（現行の月2回ではなく）年内は月3回の換金スケジュールをお願いしたい。

◆公共下水道特別会計 補正予算審議

問 修正申告に伴う追加とのことだが、修正申告となった原因は。

答 昨年9月に納付した消費税申告において、本来は一般会計からの繰入金のうち公債費の元金償還に充てた分を特定収入として計上し、控除対象

◆上水道事業特別会計 補正予算審議

問 水道台帳システム作成業務委託料について、新たな契約対象とは具体的にどういうものか。

答 使用されていない空き家やアパート等の閉栓、廃止届が提出された給水装置について対象としたものである。

仕入税額を調整する必要があったが、計上していなかったことが要因である。



●議案第48号

一般会計補正予算

補正額

1億8,826万3千円追加

補正後の予算額

44億1,961万3千円

▼歳入の主なもの

- ・地方特例交付金 285万8千円
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1億5,192万8千円
- ・教育総務費補助金 (ギガスクール構想関係補助金) 1,708万1千円

▼歳出の主なもの

- ・農地耕作条件改善事業
 - ①委託料 251万円
 - ②工事請負費 △590万円
- ・地域創生交付金事業
 - ①農村環境改善センター空調設備更新事業 6,391万3千円
 - ②ギガスクール構想施設整備事業 (タブレット購入、学校内LAN配線工事) 3,964万4千円
 - ③地域商品券交付金事業 (町民ひとりあたり1万円の商品券配布) 6,047万7千円

教育民生 常任委員会

◆手数料条例一部改正

問 全ての人がマイナンバーカードを持たないといけないか。



白ヶ口遺跡発掘調査現場

答 今後、医療機関への提示が必要になってくること、役場での届け出の際に手続きが早く済むため作成してほしい。



◆消防団条例一部改正

問 以前も消防団の負担金について、町の負担が変動する話がありました。

答 消防団関係の負担金の額は10月1日現在の条例定数で計算される。この条例が可決されると来年度の支払いが20万円少なくなる。

◆一般会計 補正予算審議

*教育課関係

問 (小学校の)ギガスクールを整備するにあたりタブレット使用についてトラブルはありませんか。

答 端末をひとり一台持つことになり個別最適化されたタブレットとなります。保守管理で心配される面はありません。

問 改善センターの空調をはちパルの空調と同じくするのですか。

答 はちパルは地中熱を活用していますが、改善

センターは現在の空冷式チラーによる冷却です。

◆国保特別会計 補正予算審議

問 (国保連の算定誤りで) 平成26年分からの平成29年分の返還金とあるが、その根拠は。

答 地方自治法で返還金の時効が消滅しない5年間分となります。平成25年度以前のものは時効となりました。



●議案第54号 工事請負契約の締結について

八郎潟町役場新庁舎建設工事について、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決しました。

- ・ 契約金額 12億8,150万円
- ・ 相手方 能代市 大森建設(株)

◆◆◆ 議決された条例の主な内容 ◆◆◆

○八郎潟町手数料条例の一部改正

マイナンバー通知カードの再発行が廃止されたので手数料額の削除をしたこと、住民票の除票及び戸籍の附表の除票に関する証明手数料の額を追加したこと。

○八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

消防団員の条例定数は85人となっているが、現状の実団員数(68人)とかい離しているため、75人に改めるもの。

■陳 情

受理番号	受理年月日	件名	住所	氏名	件名	本会議結果	付託委員会
5	令和2年8月7日	陳情	五城目町	五城目森林組合 代表理事組合長 石井 一夫	森林環境譲与税を活用した森林整備の推進等に係る陳情書	採択 (全員一致)	総務産業
6	令和2年8月7日	陳情	秋田市	秋田県町村議会議長会 会長 金子 芳継	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	採択 (全員一致)	総務産業
7	令和2年8月28日	陳情	五城目町	全日本年金者組合 湖東支部 支部長 伊藤 栄	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情	採択 (賛成多数)	教育民生



議会のうごき

7月

- 17日 例月出納検査 (監査委員)
- 22日 議会運営委員会 第3回臨時会
- 28日～31日 決算審査 (監査委員)

8月

- 4日 秋田県町村電算システム共同事業組合議会定例会 (議長)
- 17日 例月出納検査 (監査委員)
- 27日 議会運営委員会
南秋田郡町村議会議長連絡協議会 (議長)

9月

- 3日 議会運営委員会
- 4日 議会運営委員会
議会全員協議会
議会広報編集委員会
- 10日～18日 9月定例会
- 15日 議会運営委員会
- 24日 戦没者追悼式 (議長)
- 25日 例月監査 (監査委員)

編集後記

良いこともあれば悪いこともあるというのを「沈む瀬あれば浮かぶ瀬あり」とか「上り坂あれば下り坂あり」、「憂いあれば喜びあり」などという。世の中どうなるんだろうという不安のときもあれば明るい展望が開けるときもある。今春以来コロナ過で何もかも自粛ムード。飲食店は閑古鳥、飛行機や電車はガラガラ、製造業も生産が減少して経済は大打撃の状況です。そういう中で菅義偉さんが第99代内閣総理大臣に選出されました。菅さんは秋田県旧雄勝郡秋ノ宮村生まれ。秋田県から初めての総理大臣誕生です。久々の明るいニュースです。良いこともあれば悪いこともあるということを繰り返しながら世の中が進んでいくでしょうし、私たちの人生もそうやって一生を終えていくのでしょうか。(きよと)

◆議会広報編集委員会

委員長 石井 清人
副委員長 柳田 裕平
委員 三戸 留吉
北 賢子
金 嶋 一
伊藤 秋雄